



技能講習・特別教育の開催及び概要

職業訓練法人 網走職業訓練協会



No.	職 種	講習時間	開 催 日	受 講 料 (テキスト含む)	定員
1	石綿取扱い作業従事者特別教育	4.5時間	令和8年 1月20日(火)	8,250 施設使用料 330円	30名
2	フルハーネス型安全帯特別教育	6.0時間	令和8年 2月10日(火)	9,295円 施設使用料 550円	30名
3	足場作業特別教育	6.0時間	令和8年 3月 3日(火)	9,295円 施設使用料 550円	30名
4	丸のこ等取扱作業従事者特別教育	4.0時間	令和8年 3月24日(火)	7,975円 施設使用料 330円	30名
5	テールゲートリフター特別教育	6.0時間	令和8年 4月23日(木)	15,290円 施設使用料 550円	30名
6	ガス溶接技能講習	14.0時間	令和8年 2月12日(木) 13日(金)	10,770円 施設使用料 1,100円	20名
7	アーク溶接特別教育	22.0時間	令和8年 2月16日(月) 17日(火)・18日(水)	会 員 10,500円 施設使用料 1,100円 非会員 13,500円 施設使用料 1,650円	20名

※ 多くの建設関連従事者の方々に受講して頂き、より安全な作業を目指します。





溶接講習の会員は、網走地区溶接協会会員です。

網走職業訓練協会非会員は、別途施設使用料がかかります。

受講を希望される方は、網走職業訓練協会（☎0152-43-3256）までご連絡下さい。

申込書は、HP (<http://www.ashokkun.server-shared.com/>) からダウンロードできます。



No.	職 種	概 要	
1	石綿取扱い作業従事者 特別教育	<p>令和2年7月1日に労働安全衛生法に基づく石綿則等の一部改正され、解体・改修工事開始前の調査、届出の拡大・新設、作業記録等が改正されました。</p> <p>これらの法改正を受け、事業者は、石綿を含む建設物、工作物又は船舶の解体・改修工事等の作業に労働者を就かせる場合は、石綿の有害性、作業方法、石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置、保護具の使用方法について特別教育を行うことが義務付けられています。</p>	
2	フルハーネス型安全帯 特別教育	<p>平成30年6月に労働安全衛生規則が一部改正され、一定の要件を備えたものでないと使用できない「安全帯」が「墜落制止用器具」に定められました。</p> <p>また、高さ2m以上の箇所において作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）については、特別教育の対象となりました。</p>	
3	足場作業特別教育	<p>建設業における死亡災害のうち約4割が墜落・転落によるもので、なかでも足場からの墜落・転落はそのうちの2割を占めています。厚生労働省では、足場からの墜落防止対策として、平成27年3月に労働安全衛生規則の一部改正を行い、平成27年7月1日より施行されました。</p> <p>主な改正内容は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①足場の組立て、解体又は変更等の作業に就く労働者への特別教育の義務化。 ②足場の組立て等の作業時の墜落防止措置等の強化。 ③作業床の墜落防止措置等の強化。 ④元請等の点検義務強化。 	
4	丸のこ等取扱作業 従事者特別教育	<p>平成22年7月14日に厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達で示された『建設業における「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対する安全教育実施要領』に基づいて実施するもので、丸のこの正しい使用方法、点検・整備の必要性等の安全知識や、正しい取扱い方法について、労働安全衛生法に基づく特別教育に準じた教育として位置づけられています。</p>	
5	テールゲートリフター 特別教育	<p>労働安全衛生規則の改正により、令和6年2月1日から「テールゲートリフター（専ら荷を運搬する構造の自動車（構内運搬車）を除く）の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。）の操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）」に労働者をつかせるときは、特別教育を行わなければなりません。</p>	
6	ガス溶接技能講習	<p>労働安全衛生規則の法令において、指定された教習機関が実施するガス溶接技能講習を修了し、ガス溶接技能講習修了証を受けた技能者でなければ、そのガス溶接作業の業務を行ってはならないことが定められています。</p>	
7	アーク溶接技能講習	<p>労働安全衛生規則の法令において、危険又は有害な業務と同様に、一定の特別教育を修了した技能者でなければ、アーク溶接作業の業務を行ってはならないことが定められています。</p>	